吸収分割に係る事後備置書類

（会社法第 791 条第 1 項及び会社法施行規則第 189 条に基づく書類）

2022 年 11 月 30 日

ジャパンベストレスキューシステム株式会社

2022 年 11 月 30 日

吸収分割に係る事後開示書類

名古屋市中区錦一丁目 10 番 20 号
ジャパンベストレスキューシステム株式会社
代表取締役　榊原　暢宏

ジャパンベストレスキューシステム株式会社（以下「分割会社」といいます。）及び駆けつけ事業準備株式会社（以下「承継会社」といいます。）は、2022 年 10 月 7 日付で吸収分割契約書を締結し、効力発生日を 2022 年 11 月 30 日として、分割会社の駆けつけ事業に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条各号に基づく開示事項は、以下のとおりです。

なお、本吸収分割は、分割会社において会社法第 784 条第 2 項に定める簡易分割となります。

1. 本吸収分割が効力を生じた日
   2022 年 11 月 30 日

2. 分割会社における会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続並びに同法第 785 条 、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過
   (1) 会社法第784条の2（株主による吸収分割の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過について
   本吸収分割は、会社法第784条第2項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。
   (2) 会社法第785条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過について
   本吸収分割は、会社法第784条第2項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。
   (3) 会社法第787条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過について
   該当事項はありません。
   (4) 会社法第789条（債権者の異議）の規定による手続の経過について

分割会社は、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき2022年10月11日付で官報公告及び電子公告を行いましたが、会社法第789条第1項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 本吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項
承継会社は、効力発生日である 2022 年 11 月 30 日をもって、分割会社から 2022 年 10 月 7 日付で締結した吸収分割契約書に記載の事業に関する資産、負債その他の権利義務を引き継ぎました。分割会社から引き継いだ資産及び負債の額はそれぞれ以下のとおりです。
承継資産額（概算） 221百万円
承継負債額（概算） 0 百万円

4. 会社法第 923 条の変更の登記をした日
2022 年 12 月 5 日（予定）

5. その他重要な事項
該当事項はありません。

以上